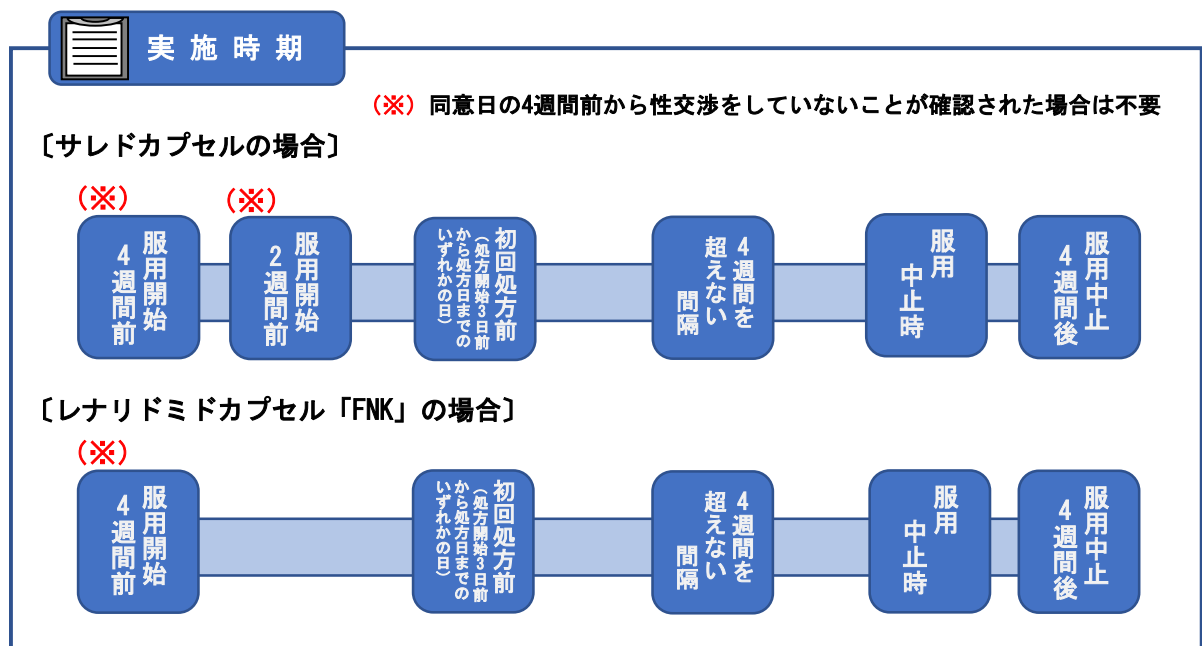


妊娠検査について

女性患者Cには、以下の時期(休薬期間中も含む)に医療機関にて妊娠検査として、尿検査(25 IU/L の感度以上)又は血液検査(検査項目は β -HCG 又は HCG とし、判定は施設基準に従う)を実施していただき、検査結果が陰性であることを確認した上で、処方してください。

サリドマイド製剤等の服用中止後においても、検査結果が陰性であることを確認してください。



4週間を超える処方・調剤を行う場合は、妊娠リスクを回避するため、処方・調剤時に限らず診察の機会をとらえ、間隔が4週間を超えないよう妊娠検査を実施していただきます。

- ◆ 妊娠検査結果が陽性又は再検査の場合には、体外診断用医薬品の添付文書に従い、直ちに再検査を実施してください。陰性でなかった場合は服用を中止し、48時間後、1週間後に妊娠検査を実施し、検査結果が陰性に变化した時点で陰性と同様の対応とします。
- ◆ サリドマイド製剤等の服用期間中に妊娠検査が陰性でなかった場合は、サリドマイド製剤等の服用を一時中止し直ちに TERMS 管理センターへ連絡をお願いします。

☞ サリドマイド製剤等の服用を一時中止後、産科婦人科を受診し妊娠していないことが確定しましたら、処方医師の判断によりサリドマイド製剤等の処方を再開することができます。